

御代田町長 小園 拓志 様

空き家バンク登録申込書

氏名	
住所	
電話番号	

御代田町空き家等情報登録制度実施に関する要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第 2 号）記載のとおりです。

- 1 契約交渉の全てについて、町と協定を結ぶ宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）へ仲介を依頼します。併せて、宅建業者へ情報の提供を行うことを承諾いたします。

【注意事項】

- 1 御代田町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。
- 2 宅建業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく範囲となります。
- 3 御代田町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 4 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。